

学校いじめ防止基本方針

1 基本方針策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

〈いじめ防止対策委員会〉

校長、教頭、教務主任、各学級担任、生徒指導主任、全職員

〈拡大いじめ防止対策委員会〉

いじめ防止対策委員、PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、巡回相談員
教育相談員、御殿場警察署員

3 いじめ防止等のための対策

1) 人権教育の推進

①道徳教育

各学年の発達状況に応じて、道徳の授業を通して、人権教育を行っていく。

②学級活動

- ・人間関係づくりプログラムを実施する。
- ・友達を認め合う活動を取り入れ、自己肯定感を持てる場を設定する。

③各教科における取り組み

- ・相手意識を持った表現活動を指導する。
- ・協働的な学習を取り入れ、関わり合いを深める。

2) 子どもの自主的活動の場の設定

- ① 児童会の縦割り班活動などを通して、全校仲良く思いやりを持つ心を育てる。
- ② 児童会を中心にボランティアを募り、あいさつ運動を行う。
- ③ 各学級における自主的活動の場作りに取り組む。

3) 保護者や地域への啓発

- ① いじめ防止部の設定
- ② PTA理事会での報告
- ③ PTA総会での周知
- ④ 地域ボランティアとの連携（大地に生きる印野の子見守り隊・交通指導員・地域役員等）
 - ・登下校時で気になることを連絡していただく。
 - ・子どもの地域での遊び方、生活の様子など随時連絡を受ける体制を作る。

4) いじめに関する教職員の研修

生徒指導主任を中心に、研修を行う。

- ・いじめに関する理解を深めるための研修
- ・いじめが起きたときの対応の仕方についての研修

(危機管理マニュアルの活用)

5) いじめの早期発見・早期対応

① アンケートの実施

a 年3回実施

b 実施後集計し、集計結果を基に職員会議等で、対策を検討する。

② 担任による教育相談の実施

a 各クラスでは、担任がアンケートの内容と照らし合わせて、児童の面談を行う。

b 日常の様子をよく観察し、必要に応じて個別面談をする。

③ 巡回相談員、SCによる教育相談の実施

6) いじめに対する措置

① いじめの情報を受けた場合、直ちに委員会を開きます。いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも開く。

② いじめられた児童への配慮を全職員で行う。

③ いじめた児童への指導を適切に行う。

④ 周囲の児童への指導も迅速かつ適切に行う。

⑤ 解決に向けて、全職員による問題を共有し、指導体制を確立する。

7) 重大事態への対処

① 調査

重大自体が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

② 各対応

a 児童対応 (担当：生徒指導主任)

- ・臨時全校集会等の開催

b 保護者対応 (担当：教頭)

- ・臨時保護者会の開催

c 報道機関対応 (担当：教頭)

d 警察対応 (担当：教頭)